

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第23号によって進めます。

日程第1、認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第6、認第6号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算認定について」までの6案件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。安井決算特別委員長。

[決算特別委員長 安井一義 議員 登壇]

◎決算特別委員長(安井一義議員)

今定例会において、当決算特別委員会に付託されました、認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」をはじめとする決算議案6案件に対する審査の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る9月17日及び18日の2日間にわたり、議場において総括質疑を行い、市長、副市長、教育長、各行政委員会の長並びに各課長、室長の出席を求め、委員全員による委員会を開催し、監査委員より提出された、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、財政健全化・経営健全化審査意見書並びに、市長から提出された、各会計の歳入歳出決算書、さらに、主要な施策の成果と予算執行の実績報告書にもとづき、具体的に予算の執行状況等について審査を行い、終始、活発な質疑応答が展開されました。

さらに審査の慎重を期するため、2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る18日から、それぞれの分科会において、細部にわたり審査を行ってまいりました。

その分科会の審査の結果につきましては、9月26日に開かれました決算特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ報告がなされたところであります。

この際、総括質疑における審査の概要について申し上げますが、決算特別委員会は、全議員を以って構成されておりますので、簡潔にご報告いたします。

また、細部につきましては、各分科会委員長の報告によって、ご承知置き願います。

まず最初に、長期間にわたり膨大な資料に目を通されるなど、決算の審査に務められました監査委員のご労苦に対し、心より敬意を表するものであります。

また、令和6年度一般会計及び特別会計の形式収支及び実質収支、公営企業会計の収支並びに財政健全化指標等の総括事項については、各提出書類に記載されておりますので、割愛させていただきます。

最初に、一般会計の概要について申し上げます。

令和6年度一般会計決算における財政指標は、実質公債費比率が前年よりも1.3%上昇の10.3%、将来負担比率が前年度よりも8.2%改善の22.8%、経常収支比率は、前年度よりも0.3%上昇し90.1%となっております。

実質公債費比率が上昇し、地方債現在高が増加しているものの、積立金現在高の増加により将来負担比率が前年度よりさらに改善したことから、財政の健全化に向けた取り組みが伺えます。

今後も、市民の安全安心を守るため、地域経済の状況や物価高騰による市民生活への影響などを注視し、社会変化に対応しながら市民に寄り添った支援を継続していく必要があります。

また、尾花沢小学校新設工事をはじめ、今後予定されている大規模事業に伴い、これまで以上に創意工夫し、適正かつ効率的に予算執行していくことが求められます。

つきましては、引き続き、各事業の執行に際し、国や県の補助事業、地方交付税措置のある有利な地方債の活用、さらには、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金等も活用しながら、将来にわたって健全な財政運営が維持できるよう、望むものであります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、第2款 総務費について申し上げます。

総務管理費文書費における消耗品費が前年より増高した要因について質したところ、印刷機インク代について、各課使用分についても、すべて総務課に集約して支払うことにしたためであるとの説明を受け、これを了承したところであります。

また、同じく通信運搬費について質したところ、令和6年10月からの郵便料金改定により、前年度より2割増額したとの説明を受け、これを了承したところであります。

紙類や封筒購入に掛かる経費や郵便料金についても、全庁的にコスト意識を高め、削減に努められますよう、要望したところであります。

地方創生推進アドバイザー業務委託料については、専門的知見から本市の課題解決を目指すものとして、一昨年からの事業であり、学校統合により今後空き校舎となる学校への複数企業の視察対応や、特定地域づくり事業協同組合の設立に向け、取り組んできたとのことであり、また、今後は旧パレットスクエア跡地を含む、まちづくりにもアドバイスをいただくとの

ことであり、これを了承したところであります。

新エネルギー対策事業について、再生可能エネルギー設備導入事業補助金の周知方法について質したところ、市報、全戸配布チラシ等の紙媒体や、市公式ホームページなどで周知を図ったとのことであります。ゼロカーボンシティ宣言を行っている当市でありますので、この支援制度に関する情報が行き届くよう努められ、脱炭素施策の推進に向け、事業を継続されるよう要望したところであります。

「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業については、寄附者の意向に合わせ、8つの用途別に寄附を受付しており、令和6年度は子育て環境づくりのための事業への寄附申込が26.3%で、寄附者の用途要望に添う形で活用されているとのことであります。今後も、市長が掲げるふるさと納税20億円達成にむけ、官民一体となったオール尾花沢での取り組みを要望したところであります。

結婚祝品・出産祝品支給事業について質したところ、現在、結婚祝品として5万円分の各種商品券、出産祝品として祝い金10万円と5千円相当の地場産品を贈呈している旨の説明を受けたところでありますが、近年の婚姻数や出生数の状況から、贈呈内容の拡充に向け関係各課と協議されるよう要望したところであります。

次に、第3款 民生費について申し上げます。

高齢者社会参加促進事業における高齢者おもしろタクシー券の申請・交付状況及び使用状況について質したところ、前年度より使用率が低迷した理由として、令和6年度は、マイナンバーカードを活用した電子タクシー券への切り替えを推進するため、切り替えた方を対象に10枚分追加交付したことにより、使い切らずに残ってしまった方もいたことがその要因の一つであると説明を受け、これを了承したところであります。利用される方が制度をよく理解した上で使えるよう一層の周知を図り、より多くの方に利用していただけるよう、要望したところであります。

また、高齢者移動サービス事業のリフト付きタクシー券の使用率が低迷している状況について質したところ、令和6年度から使用枚数の制限をなくすなどの取り組みを実施されており、今後は更なる使用率向上に向け検討していくとの説明を受け、これを了承したところであります。

除雪サービス事業については、依頼が集中すると、利用者が希望するタイミングでの除雪作業が難しくなる場合もありますが、日程を調整しながら、すべて対応しているとのことであります。また、除雪券交付枚

数は、当初1世帯あたり40枚としていたが、豪雪対策本部の設置を受け、さらに10枚追加交付したとのことであり、これを了承したところであります。今後も除雪サービス利用者に寄り添った、きめ細やかな対応を要望したところであります。

きこえはつきり事業補助金について、令和6年度は10件の申請があり、前年度より申請件数が増えている状況であります。難聴を抱える市民の方の社会参加にも繋がることから、今後補助金申請者のニーズ等を把握し、補助内容等についても見直しを検討されるよう要望したところであります。

次に、第4款 衛生費について申し上げます。

不妊治療費用助成事業について、医療機関への周知状況について質したところ、県内の不妊治療及び妊婦健診を実施している医療機関、過去に申請実績があった県外医療機関、管内保健所に制度のお知らせを送付しているとのことであり、これを了承したところでありますが、この助成事業を知らずに受診した方でも後日申請ができるよう、引き続き周知に努められるよう要望したところであります。

次に、第5款 労働費について申し上げます。

じもと就職応援スタートアップ事業について質したところ、小中学生を対象に行った地元企業を知るようなキャリア教育や、高校生を対象に行った経営者と語る会、企業探求セミナー等の取り組みが少しずつ成果として現れており、引き続き関係団体との連携を深めながら若い人材の地元就職に繋げていきたいとのことであり、これを了承したところであります。

次に、第6款 農林水産業費について申し上げます。

就農移住者支援事業について、尾花沢すいか農学校ホームページ作成業務委託料について質したところ、令和6年12月に完成したサイトへのアクセス数が月平均800~900件ほどあり、農林課への問い合わせも増えているとの説明を受け、これを了承したところであります。サイトに導く二次元バーコードを表示した紙媒体の周知ツールも作成しているとのことであり、色々な角度から情報発信をさらに強化されるよう、要望したところであります。

有害鳥獣対策事業について、令和6年度の被害調査件数は85件とのことでありますが、有害鳥獣の出没数は相当数になると思われることから、今後人的被害や農作物への被害を防止するため、他地域の情報を得ながら、これまで以上の対策を講じられるよう要望したところであります。

次に、第7款 商工費について申し上げます。

徳良湖スノーランドWi-Fi環境構築工事について質したところ、本事業には観光庁のインバウンド安全安心対策推進事業補助金を活用しており、仮に災害等が発生した場合においても訪日外国人の求めに応じて多言語での情報提供が円滑にできる状況が整備されたとのことであり、これを了承したところであります。徳良湖周辺施設については、来場者にとってさらに使いやすいWi-Fi環境を整えられるよう、要望したところであります。

次に、第8款 土木費について申し上げます。

除排雪事業について質したところ、令和5年度に除排雪業務委託の工区を5工区から7工区に再編成したところであるが、工区数が増えることによって、1工区の受け持つ面積が狭くなることで、それぞれの工区の負担軽減や下請け業者への指導・管理体制の強化が図られ、間口除雪等、よりきめ細やかで丁寧な除雪体制が構築できているとの説明を受け、これを了承したところであります。

次に、第9款 消防費について申し上げます。

非常備消防事業におけるIP無線賃借料について質したところ、IP無線機については、災害時において消防職員と消防団との交信に活用しており、現場の画像を取り込んで消防本部に送ることが可能であることから、被害状況の把握のために使用しているとのことであり、また、リース料と通信料を合わせた必要経費については、すべて行政側で支払いをしているとのことであり、これを了承したところであります。

ポンプ車庫の管理について質したところ、各地区消防団に月1回の消防水利の点検に合わせてポンプ庫に異常がないかどうか管理・点検を依頼しているほか、降雪期にはポンプ庫の雪下ろしや周囲の除雪なども依頼しているとの説明を受け、これを了承したところであります。

次に、第10款 教育費について申し上げます。

中学校における部活動の地域移行の状況について質したところ、市内中学校2校の休日活動については、地域の方々や保護者、多くの方のご協力により、全ての部活動が地域で活動を行っているとのことであり、この取り組みにおいては、勝利至上主義にならないようなクラブ運営のあり方や、受益者負担と行政支援のあり方等の課題も見えてきたとのことであり、今後とも様々な課題等に対応していただきながら、生徒たちが楽しいクラブ活動ができるような支援体制を要望したところであります。

続きまして、国民健康保険特別会計中央診療所施設

勘定について、申し上げます。

中央診療所の運営状況を踏まえ、将来ビジョンにおける評価について質したところ、令和5年度に策定した将来ビジョンについては、取り巻く社会情勢が変化しており、内部で検証しながら将来的には見直しが必要と捉えているとのことであり、今後も、市内唯一の公的医療機関としての役割を踏まえ、市民から愛される診療所を運営していくためには、常勤医師の招聘をさらに強化していく必要があるとのことであり、これを了承したところであります。

以上が、特別委員会における総括質疑の大要であります。先週、各分科会委員長から詳細にわたり審査報告がなされた事項と併せ、当局におかれましては、審査の過程で各委員から提起されました様々な意見、並びに要望に対し、十分に意を配するとともに、議会の総意を今後の行政運営に反映されるよう、要望いたします。

自治体における財源確保は、厳しい状況であることから、自主財源の確保と行財政改革に引き続きしっかりと取り組み、限られた財源をより効率的、かつ計画的に運用し、さらなる市民福祉の向上と、市政の発展に努められるよう、強く要望するものであります。

以上、決算特別委員会の審査の概要について述べましたが、付託された令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算をはじめとする決算議案6案件については、全会一致を以って、いずれも原案のとおり認定すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同を、お願い申し上げます。

結びに、決算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提供され、誠心誠意、説明にあたられました市当局、並びに長期間にわたり監査に臨まれた監査委員、そして真剣に審査にあたられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

この際、申し上げます。決算特別委員長に対する質疑であります。決算特別委員会は、全議員で構成していることから、これを省略いたしますので、ご了承を願います。次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより採決いたします。まず、認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするもの

であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって認第1号は、委員長報告のとおり決しました。土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

ただいま可決された議案に関する附帯決議の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がおられますので、動議を認めます。この際、動議提出者の説明を求めます。土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

ただ今、可決された議案に関連して、附帯決議案を提出いたします。附帯決議案につきましては、皆様のお手元のタブレットに掲載しておりますので、ご参照ください。それでは、案文を朗読いたします。

令和6年度一般会計決算認定に対する附帯決議案。令和6年度の決算認定にあたり、認第1号「尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」、下記の事項に十分配慮して取り組まれるよう要望いたします。

私たち市議会は、昨年12月の定例会や臨時会において、10款2項3目14節、統合小学校建設用地造成工事の進め方に対し、賛否を含めた活発な議論を行いました。また、定例監査においては、教育長決裁で指示書を提出し、変更契約に伴う手続きを経ず工事を進めたことは、契約管理上の重大な不備であるとの指摘がなされました。このたびの統合小学校建設事業は、子どもたちの夢と市民の希望が込められた本市の将来を託す一大事業であります。しかしながら、議会への説明や、情報共有のあり方について、配慮を欠く場面が見受けられました。つきましては、今後の事務執行に際し、関係法令や条例などを順守するとともに、市民や議会に対し、より丁寧な説明責任を果たされるよう、強く要望するものであります。以上決議する。令和7年9月30日、尾花沢市議会。以上であります。皆様にご賛同いただき、議会と行政の信頼関係を深め、より良い市政運営に資することを願っております。

◎議長(菅野修一議員)

これより、附帯決議に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に、討論のある方は発言を許します。高橋隆雄議員。

◎9番(高橋隆雄議員)

この度の令和6年度一般会計認定に対する附帯決議案について、私は必要ないと考えております。

今定例会においては、令和6年度の決算審査認定を行い、決算特別委員会第1分科会におきまして、決算書第10款2項3目小学校の学校建設について、統合小学校建設工事は大規模な事業となることから、適正な事務処理に努められるよう要望したところでありますとの報告がなされており、また決算特別委員長の報告において、各分科会委員長から詳細にわたり審査報告がなされたことと併せ、当局におかれましては、審査の過程で各委員会から提起されました様々な意見並びに要望に対し、十分に配慮をするとともに、議会の総意を今後の行財政運営に反映されるよう要望いたしますとの報告がなされました。

このことから、すでに委員会において要望されており、この度の令和6年度一般会計歳入歳出決算に対するの附帯は必要なしと判断したところです。

しかしながら、今回の学校建設の件は混乱を招いたことは間違いありません。市当局はもちろん、私たち議員においても尾花沢市議会基本条例第2章、議会・議員の活動原則第2条、市の政策決定及び事務執行に関し、監視及び評価並びに政策提言等を行う機能が十分に発揮できるよう努めますと明記されており、私をはじめ議員各位が本来の務めである市政運営に係る重要な意思決定と行政執行に対する監視機能をこれまで以上に襟を正し務めていかなければなりません。それが私たち市議会議員の職責だと思っております。

以上のことから、今回の令和6年度一般会計歳入歳出決算に対するの附帯は必要なしと判断し、これから行われる再入札の報告において、状況により統合小学校建設工事に対する附帯決議案を提出するかと考えていることから、令和6年度一般会計歳入歳出決算に対するの附帯決議案には反対を申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに討論をお持ちの方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

討論もないようでありますので、終結いたします。

次に、本決議案を起立により採決いたします。

本決議案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求

めます。

〔起立少数〕

◎議長(菅野修一議員)

着席願います。

起立少数でありますので、よって本決議案は否決されました。

次に、認第2号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとすることです。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって認第2号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第3号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとすることです。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、認第4号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとすることです。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第5号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとすることです。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第5号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第6号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとすることです。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第6号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第7、議第37号「尾花沢市議会議員及び尾花沢市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第11、議第41号「人権擁護委員の推薦について」までの5案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって5案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第37号「尾花沢市議会議員及び尾花沢市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と答へる者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第37号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第38号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第38号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第39号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第39号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第40号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第40号については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第40号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第40号は、これを同意することに決しました。

次に、日程第11、議第41号「人権擁護委員の推薦に

ついて」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第41号については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第41号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第41号は、これを同意することに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長より「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」から「尾花沢市農業委員会委員の任命について」の3件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら3案件を、日程第12から日程第14とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第12、議第42号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」から日程第14、議第44号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」の3案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

今定例会に追加提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第42号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,699万3,000円を減額し、予算の総額を187億5,196万9,000円とするものです。

歳出につきましては、総務費の「新町中央付近火災撤去工事」を減額し、民生費の「福祉灯油購入助成事業」を追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、県支出金の「福祉灯油購入助成事業費補助金」を追加し、繰入金の「財政調整基金繰入金」を減額し、繰越金により、予算を調製するものです。

第2表「繰越明許費」については、「社会資本整備総合交付金事業」のほか1件について、繰越明許費を設定するものです。

第3表「債務負担行為補正」については、「庁舎内ネットワーク機器部分更新に係る機器リース」のほか3件について債務負担行為を追加するものです。

議第43号「GIGAスクール端末更新購入契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものです。

議第44号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」ですが、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により、議会の同意を求めため、提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第15、議第42号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」から日程第17、議第44号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」の3案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、3案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第15、議第42号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

それでは、私のほうから第3表、債務負担行為の補正について伺います。まず、徳良湖温泉指定管理料ですが、令和7年度予算1,300万円でした。今回の限度額については2,200万円ということで、

900万円ほど引き上げをされる予定でございます。そして徳良湖周辺施設指定管理料でございますけれども、これも令和7年度予算4,610万円でございます。公社決算を見ますと、1,230万円の黒字となっております。しかしながら、改めて169万9,000円を引き上げるというふうな債務負担行為の補正でございます。それぞれ、引き上げをしなければならない理由とともに、積算根拠について伺います。そしてまた、今回、徳良湖周辺施設と徳良湖温泉については、公募ということになりまして、花笠高原周辺施設については、1年間の経過を見て、今後対応するというふうに分かれました。これにつきましても、その公募をするという理由とともにですね、公募する以上、競争原理が働くような、どのような工夫をされたのか、伺います。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(坂本良一君)

債務負担行為の設定についてのご質問でございますけれども、徳良湖周辺施設、また徳良湖の花笠の湯につきましても、前回と比較しまして、増額というような限度額の設定となっております。これについては、やはり社会情勢の変化というのが、大きな要因としてございます。物価高騰、あとはそのエネルギー価格の高騰、人件費の上昇というようなところで、前回の限度額の設定時点から比較しても、だいぶその点の経費の上昇が見込まれるということが、1つ増額の要因となっております。積算の根拠といたしましては、今言った人件費、あとは燃料代について、前回の指定管理の限度額の積算と比較しまして、増額している部分について、改めて積算を行いまして、計算をさせていただきました。さらに収入面についても、現状の収入額を踏まえて、全体の積算した需要額から差し引いた金額で、今回その限度額というようなことで、上程をさせていただきます。今回改めて公募という形で選定のほうを行う考えでありますけれども、これについては、まずはその指定管理の基本、考え方という基本方針にございます原則に沿って、今回は対応するというようなことで、考えているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

指定管理料でございますけれども、前にも申し上げたとおり、令和元年度の指定管理料と比較をしますと、

徳良湖温泉については、令和元年度400万円でした。債務負担行為が補正されますと、2,200万円ということで、率にしますと5.5倍の引き上げということに試算をされるところでございます。そして、徳良湖周辺施設管理料、指定管理料ですけれども、これも1.4倍ほどに上がっているということでございます。商工観光課長から答えありましたように、人件費、あるいは、物件、物価等々の値上がりということも当然、これは加味されて、これまでも指定管理料については、リスク分担表に応じて、10%とか一定の額の中で調整をしてきましたし、その支払いは増してこられたのかなと思っています。特にですね、徳良湖周辺施設指定管理料について先ほど申し上げました1,230万円の黒字でございました。指定管理料の今の現状でも、十分やっつけける、169万9,000円を上げる必要があるのかどうか、私にとっては、1つ大きな問題かなと、十分この黒字であれば、今のままでやるんじゃないかなという素朴な疑問がございまして、あと、徳良湖周辺でございまして、先ほど申し上げましたように、ずっと小野市長の時に設立された徳良湖温泉になりますけれども、小野市長の時には、一切その公費は入れない。そういった施設にしたいということで、実はちょっときました。ところが、やっぱり入れ込み客数の減少によりまして、400万円をぜひ入れていただきたいということがあって、議会としても大いに議論して、その理由について入れ込み客数どうするのか、経費をどう削減するのか、大変な議論をいたしました。それから見ますとですね、やっぱり、これ私の考えですが、売上総利益は5,200万円程度です。売り上げ全体で5,200万円。光熱水費これだけで2,400万円、おおよそ総利益の半分が光熱費だというふうに考えますと、やはりその黒字にしていこうためには、私はこの指定管理料を増額するというだけではなくて、やはり冷泉であるという、その光熱費、水道費がかかるということを考えますと、新たな源泉を掘り直す、そういう抜本的な対策も必要ではないかなというふうに考えているんですが、この2点について、改めてご答弁をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(坂本良一君)

それではお答えいたします。まず初めに、徳良湖周辺施設の指定管理に関して、現状の収益状況からいくと、十分やっつけけるのではないかなというふうなご質問でございましてけれども、この点についても、今回、

指定管理料、積算するにあたって、やはりあの人件費の部分、燃料代の部分を新たに積算をした上で、さらに前回から比較して、収入のほうも1,000万円ほど伸びてきておりますので、それも加味した上で計算をさせていただいております。その中で運営していく上で、不足する部分としては、今回限度額で上程させていただきまして、160万円ほど上げていく必要があるというふうなことで、今回限度額を設定させていただいたところでございます。

花笠の湯の部分で、その新たな源泉を掘るといった改善というか、取り組みを進めるべきではないかということでございますけれども、現在、花笠高原荘のあり方について、今、地域のほうともいろいろお話を進めさせていただいております。その中で、花笠高原荘の大浴場が、今後どのような形で進めていくかによって、検討委員会のほうからもご提案いただいております。薬湯風呂について、花笠の湯のほうにというような考え提案もございまして、花笠高原荘の方向性がまず決まった上で、その後、全体的なその花笠の湯のあり方についても、検討する時期が来るものと考えておりますので、その中で、さらに利用拡大が図られるような取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

県の指定管理の場合ですと、年度末の3月頃に債務負担行為をやって、そして前期の場合も、6月頃からその公募に入る。そういった手順で進められているようでもありますけれども、その際にですね、事業でいえば、設計書のようなもの、いわば当局側でその公募する際に、収支計画書的なものは必ず作成しなければならないというふうになっていると思います。それが1つの根拠だというふうに思いますので、やはりですね、本当に追加議案でいいのかなどうか。前は、5年間の指定管理をしてございましたけれども、このままでは駄目だということで、見直しも含めて、3年間の指定管理に最近しております。やっぱり、サイクルを早めないか、この指定管理のあり方が、やっぱりこの安定的にはできないというふうなこともあって、前回のこの指定管理についても、いろんな議論があって、やはり、抜本的な改革をするという今、商工観光課長も今年から着任なので、非常に難儀をされているかなと思うんですけれども、そういう意味でも、3年前から私はスタートしていたのかなというふうには思ってお

ります。だとしますと、やはり、産業厚生常任委員会、あるいは公社の勉強会等々、前にもやっておったんですけど、そういう今の公社の実態というものを、我々議会、そしてまた市民の皆さんにもしっかりとお知らせをしながら進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。したがって、まずは、積算をされた根拠となるものの、収支計画書ですか、これは作成されていると思いますので、ぜひ常任委員会にも提示をいただきながら、やっぱり納得できるようなその根拠についても、改めて資料として提出していただきたいなというふうに思っております。あと徳良湖温泉については、今も検討していきたいということでありましたけれども、やはり源泉がですね、2号源泉ですか、1号源泉の時はよかったです、熱い湯が出たと。ところが、それが枯渇をして、2号源泉掘ったら、やっぱり温度が足りないということがありまして、今回、先ほど申し上げましたように水道光熱費がもう収益の半分ぐらい負担をしなきゃならないような状況でございます。やっぱり抜本的な改革というのが、私は必要だなというふうに思いますので、指定管理という、やっぱり今の制度ですけれども、やっぱり市民サービスを向上させながら、そして経費を削減するという本来の趣旨目的、やっぱりこの原点に立ち返る必要があるのかなというふうに思っています。したがって、ずっと課題になっている営業4部門と言われるところに関しては、第三者を入れた検証、そしてあり方検討委員会のような、やっぱりそういった、きちんとした、やっぱり今後のあり方についても、しっかりと検証と検討されるよう、強く要望申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

ただ今、徳良湖周辺施設の管理料のご意見、そして花笠の湯の指定管理料ということで、それぞれ債務負担行為の補正をさせていただきたいということで、今提案させていただいているということでもあります。一方、先ほど青野議員のほうからお話がありましたとおり、指定管理をどちらで受けていただくかというのは、これから決まるものであります。我々が今変更してお願いしている部分につきましては、1つの現状のやっただけの管理、指定管理を受けていただいているところの現状をベースに今積算をしている。しかし、その積算している中身につきましては、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおり、これは我々、受

注する側が負担しなければいけない最低の部分、人件費であったり、世の中のこの人件費、いわゆる賃金がどんどん上昇している部分。それと、燃料費の高騰。こういうものをトータルして、我々が負担しなければいけないものとして積算しましたら、やはり、これは想定通りの上昇になってきたという結果でありまして、そこをお願いを今しているものであります。一方、現在、指定管理でやっただけの公社につきましては、これは仮の話として、公社のほうで、もう一度受けていただくことになった際につきましては、さまざまな今、これから今の状況ではいけないということで、さまざまな今後見直しをし、収益を上げていくような方法をしていきたいというようなお話を今、聞いております。したがって、そこは2つ、しっかり区別をさせていただいて、今後、公社のほうで、もう一度引き受けられるという結果になった時には、改めて、その細部について、我々は皆様方にご提案を申し上げ、そして、契約に進んでいきたいと、そういうことから、時期を早めた時期の今の状態でご提案をさせていただいているということでもあります。

一方、その公社の源泉につきましては、さすがに今の時期にもう一度、もう1本、井戸を掘るという考え方は非常に財源的にも厳しいのではないのかなと。要するに、収益が上がらないことが、そのすべてが源泉の、いわゆる天然温泉って言うんでしょうか。高い温度のものが上がってこないことの要因だけではないんだらうというふうに思います。やはり、市民の方々ははじめとした、いわゆる利用していただく方々の絶対数が減っているということが、もちろん裏にはあって、さらにそういう方々、さらに、今まで経験していただかない方にもたくさん来ていただけるような方法を今後、しっかり対策していかなければいけない。そして、これはもう少し大きい、もう1つ1段高いところでの議論になるんですが、尾花沢市の観光について、银山としっかり徳良湖を連携し、そして街中に誘導できるようなということで、今、観光事業のほうにつきましても、さまざまな提案、そして協議会等で議論をさせていただいているということでもありますので、そういうことも含めてですね、徳良湖にもっともっと、人が来ていただけるような方策を、今後、しっかり皆様方も一緒になって、議論していきたいというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。

鈴木清議員。

◎5番(鈴木 清 議員)

私のほうは、3款1項1目の福祉灯油についてお尋ねします。ただ今、市長の意見でも、原油高騰、光熱費の高騰などありましたが、それが低所得世帯の福祉灯油にどういう影響があるのかって、私考えているんですけども、これまで、県と市で合わせて7,500円だったのが、県のほうが5,000円から2,500円に減額になりまして、合計で5,000円となりました。2,500円の減額がどういう影響を与えるのか、低所得世帯の方が、この冬をどう暮らせるのか、影響があると考えているかお尋ねしたいと思います。

◎議長(菅野修一 議員)

福祉課長。

◎福祉課長(本間孝一 君)

今回、7,500円から5,000円になったということであり、こちらにつきましては、県の特別支援分1世帯当たり2,500円。そちらのほうはまだ県のほうから話がないということで、5,000円となったものでございます。

◎議長(菅野修一 議員)

鈴木清議員。

◎5番(鈴木 清 議員)

私は総括質疑でも同じような内容を質問しましたが、大変ありがたい事業であるけれども、皆さん苦勞して、石油ストーブを止めたり、お風呂を何日かに一回に我慢しているってということなので、低所得層の人たちを、今こそ県が減額になったとしても、市で増額を考えていかなければならないと考えているんですけども、ご検討いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一 議員)

福祉課長。

◎福祉課長(本間孝一 君)

今現在、県から特別支援分がないということであり、今後はあの県の動向のほうを注視してまいりたいと思います。

◎議長(菅野修一 議員)

鈴木清議員。

◎5番(鈴木 清 議員)

ぜひ温かい市政にしていきたいと思っております。以上、要望です。

◎議長(菅野修一 議員)

他にございませんか。質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり、決するにご異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一 議員)

異議ありというようなことで、起立の採決にさせていただきます。

「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」について採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長(菅野修一 議員)

着席ください。賛成多数によって、議第42号は原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第43号「GIGAスクール端末更新購入契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。菅藤昌己議員。

◎7番(菅藤昌己 議員)

今回のGIGAスクールの端末更新ということで、iPad339台、Chromebook581台ということで、計920台ということの、更新すると思うんですけども、3者にその入札の案内を差し上げて、結局1者しか来られなかったと。さまざまな事情があったかと思っておりますけれども、棄権する際に、なんかあの理由があれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。やっぱり、一者随契約の、結局なったようですけども、なんか分かる範囲内で教えていただければなと思っております。

◎議長(菅野修一 議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸 栄樹 君)

入札に際してであります。残念ながら辞退をするというご連絡を受けたときに、その詳細については、事務局では伺ってございませんので、ご承知を願います。

◎議長(菅野修一 議員)

菅藤議員。

◎7番(菅藤昌己 議員)

詳細は分からないということなんですけれども、口頭で来たのか、それとも文書で来たのか、それはちょっと詳細は分からないんですけども、やはりできれば、案内した会社が3つとも揃って、入札参加していただきたいということが重要なと思っております。それがなければ、次回はご遠慮を願うとか、さまざまな形で、なんか必要なのかなというふうに感じていると

ころです。その中で、中学生用がiPadで、Chromebookが小学生だったか、区別して、更新だというその理由なんかをちょっと教えていただきたいと思うんですけども。やはり大切なのは、この現場の先生方が一生懸命GIGAスクールをやっているということなんですけれども、先生方に、このいろんな面で負担がかからないのかどうかという心配もしているところがございます。そういうことも含め、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

前談の部分ですね、私はまさにその指定指名させていただいた業者の方々からお聞きしたわけではありませんが、おおよそ想定するに、GIGAスクールが開始された時期ってというのは、ほぼほぼ全国だいたい同じ時期になるはずで。したがって、更新の時期も、やはり今の時期に来ていると。おかげさまで、本市においては、まだ台数がそれほど多くない。実は私も市長会等で、たくさんの首長さんとお会いした中で、やはり1つ、非常に課題になってました。我々のところは、先ほどのような1,000台未満ぐらいのものですが、他の自治体は、その何十倍と一遍で買わなければいけないと。やはり、それが非常に1つのネックになってまして、請け負ってくれるところ、それと、メーカーさんがどれだけ本当にできるんだろうかという、やっぱり危惧があります。したがって、その3者の方々、仮に辞退されたところは、やはり他のところの注文もあったり、やはり予定数量を確保できるんだろうかという懸念。やっぱりそういうところから来ているのではないのかなというふうに思います。あと、先生方の件については、課長のほうから。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

それでは、機種を選定にあたって、現場の声をというご質問を頂戴したところでもあります。まず、あの機種を選定については、やはり広く世の中で活用されている汎用性の高いソフトウェアとの互換性っていうのが、まず第1点でございます。第2点目が、国の支援策を最大限活用できる機種を選定、あと3番目については、菅藤議員からご指摘あったとおり、児童生徒、先生方が使いやすい機器の選定ということで、私どもについては、現場の声を最大限反映させた機種を選定とさせていただいたつもりでございます。以上でござ

います。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎7番(菅藤昌己議員)

全国一斉にこういう形で、今GIGAスクールが始まっていますけれども、やっぱりそれはそれとしての国の方策等もあるかと思っておりますけれども、現場が非常に大変だと。先生も大変だ、生徒さんもいろんな形で、苦勞なさっているということをお聞きしますんで、ぜひそういう面を含めて、このGIGAスクールがうまくやれるように、ぜひ皆さんでこの指導方、よろしくお願ひしたいと思います。最後に、電子黒板ですけども、全部設置になっているのでしょうか。やっぱりGIGAスクールには、やっぱり電子黒板がたぶん全部設置になっているかと思うんですけども、その状況なんか教えていただければと思います。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

電子黒板についての設置状況についてのご質問でよろしいですか。残念ながら全部のクラス、普通学級にまだ配備はなされていないところであります。今年度については、福原中学校の3年生に向けた1台を導入させていただいて、もう納入して、現場のほうで活用させていただいております。先生方にも、使いやすい、子どもさん方にも好評のようであります。統廃合が進みますけれども、それに合わせて導入計画を立てまして、今後、全部の普通学級に導入できるよう進めていく今途中であります。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第44号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第44号については、人事案件でありますので、先例により質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第44号については、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案は、これを同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第44号は、これを同意することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

◎市長（結城裕君）

9月定例会の閉会に際しまして、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、去る9月8から23日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出させていただきました各種重要案件につきまして、原案のとおり、ご可決をいただき、厚く御礼を申し上げます。審議をとおして賜りましたご意見を十分尊重して、事業に取り組んでまいります。さて、10月11日の土曜日には、本市商工会の皆様方が開催されます尾花沢もつとまるだし未来まつりが、翌週の19日には第27回尾花沢そば新そばまつりが開催されます。私も参加させていただきながら、本市の魅力を市内外へ発信してまいります。議員の皆様方からも、ぜひ、お力添えをいただけますよう、よろしく願いをいたします。結びになりますが、秋の気配も濃くなり、気温の変化が大きい日が続いております。議員の皆様には、くれぐれも体調を崩さぬよう、ご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上をもちまして、令和7年9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時21分